

1. 契約書・発注書の交付

- H29総務省フォローアップ調査において、下請法（第3条第1項）で義務づけられている「書面の交付」が行われていない場合があったと回答した社が一定割合で存在。
- 【フォローアップ調査における回答割合の違い（書面交付の有無）について】 放送事業者は、下請法対象の情報成果物作成委託については必ず発注書（及び、多くの場合は契約書）を交付していたとする一方、製作会社は、下請法対象の情報成果物作成委託以外の案件（役務委託など）において、書面の交付がなかったことがあると回答した社があったのではないかと。

[総務省平成29年度フォローアップ調査「発注書の書面の交付が行われていない場合があった」⇒ 放送事業者 14.2%，製作会社 39.6%]

2. 取引価格の決定

- H27公取調査・H29総務省フォローアップ調査において、下請法（第4条第1項第5号）で禁止されている「買ったとき（採算確保が困難な取引）」があったと回答した社が一定割合で存在。
- 【フォローアップ調査における回答割合の違い（事前協議の有無）について】 取引価格の設定に関するやり取りについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない（場合があった）」と回答した社があったのではないかと。特に、長年にわたり同一内容で継続している取引について、「協議」が疎かになっているケースもあったのではないかと。

[総務省平成29年度フォローアップ調査「取引価格の決定について事前に協議をしていない場合があった」⇒ 放送事業者 0.9%，製作会社 27.2%]

3. 著作権の帰属

- H27公取調査・H29総務省フォローアップ調査において、下請法及び独占禁止法の優越的地位の濫用として問題となる可能性のある「著作権の無償譲渡等」「二次利用による収益の不配分」があったと回答した社が一定割合で存在。
- 【フォローアップ調査における回答割合の違い（事前協議の有無）について】 著作権及び窓口業務の取扱いに関するやりとりについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない（場合があった）」と回答した社があったのではないかと。特に、著作権法の基本的な解釈に基づき、“完パケ”の場合は製作会社に、役務委託の場合は放送事業者に著作権が帰属すると認識されている場合で、さらにそれらが契約書面に記載されている場合などにおいて、改めて協議をしない、あるいは協議が疎かになっているケースもあったのではないかと。

[総務省平成29年度フォローアップ調査「著作権の取扱いについて事前に協議をしていない場合があった」⇒放送事業者 9.1%, 製作会社 33.1%]

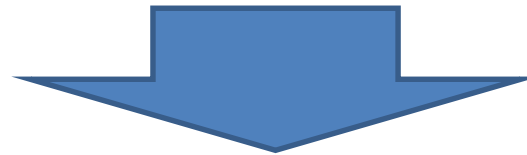
4. 取引内容の変更・やり直し

- H27公取調査・H29総務省フォローアップ調査において、下請法（第4条第2項第3号及び第4号）で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」及び「不当な給付内容の変更、やり直し」があったと回答した社が一定割合で存在。
- 【フォローアップ調査における回答割合の違い（不当なやり直し、追加費用の支払い等の有無）について】 取引内容の変更及びやり直しに関する案件について、放送事業者は「不当とはいえぬ」とあるいは「責任は製作会社側にあった」と捉える一方で、製作会社は「不当といえる」とあるいは「責任は放送局側にあった」と捉えて回答した社があったのではないかと。（「不当」の捉え方の違い）

[総務省平成29年度フォローアップ調査「書面に記載のない事務等の追加発注・やり直しを要請した(された)」⇒放送事業者 3.0%, 製作会社 15.2%]

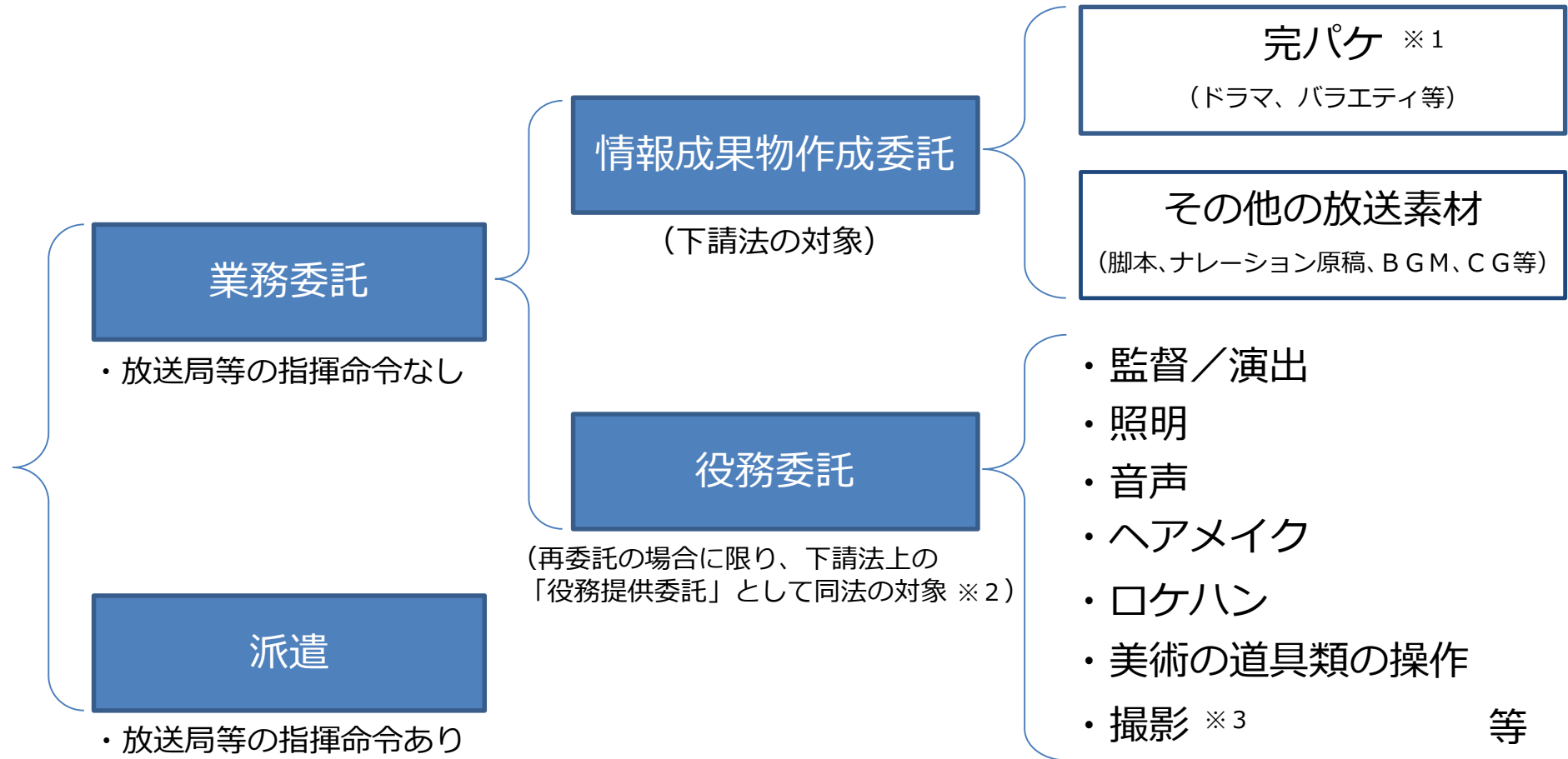
5. その他

- 「派遣」と「業務委託」、「下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）」と「下請法の対象とならない取引（役務委託（再委託を除く。））」の相違に関する理解・認識が十分徹底されていないケースがあったのではないか。
- 一部の放送事業者では、放送事業者の法務・コンプライアンス部門と製作部門とで下請法の理解や下請取引改善の必要性（切迫感）に差異のあるケースもあったのではないか。
- 放送番組（アニメ）の製作取引について、放送事業者と製作会社の双方が参加する製作委員会方式が主流になってきている現状を踏まえ、放送局の「優越的地位」の捉え方について議論を深めるべきではないか。



《 対応の方向性 》

- ⇒ **ガイドラインの見直し**（ガイドラインの周知徹底方策の検討を含む。）
 - －（学問と実務の双方の観点、現場のワークフローを妨げないとの観点等を踏まえ）大きなテーマ毎に分かりやすく再構成・整理、事前協議の重要性を強調、ベストプラクティスを紹介 等
- ⇒ **推進協議会、総務省等が主催する今後の研修会等における周知・啓発の強化**
- ⇒ **フォローアップ調査の質問内容等の見直し**
- ⇒ **自主行動計画の改定（平成31年度推進計画の策定）** 等



※1：「完パケ」とは、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（総務省）で定義している「完全製作委託型番組」（#）を指す。

「製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までを全て自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていつでも放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたものをいう。」

※2：親事業者が自ら用いる役務の場合、下請法は適用されない。

※3：VTR等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当。

(注) 上記の分類のほか、放送局は、映画、アニメ、スポーツ番組等の放映権を「購入」する場合がある。ただし、「契約の名目が、放送の利用許諾や放映権等の「購入」であっても、購入者側が番組内容等を指定している実態にあるときは、下請法上、「委託」に該当し、同法の規制対象となる点について、注意が必要である。」（総務省ガイドラインより抜粋）